## 全国健康保険協会情報公開手数料細則

制定 平成 22 年 4 月 1 日 平成 22 年細則第 5 号

(通則)

**第1条** 全国健康保険協会情報公開規程(以下「規程」という。)第19条第3項に基づき、この細則を定める。

(手数料の納付)

- 第2条 協会は、法人文書の開示請求をする者又はその開示を受ける者(以下「開示請求者等」という。)に対し、それぞれ、開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)又は開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を求めるものとする。
- 2 手数料は、次の銀行口座への振込みにより協会に納付するものとする。
  - (1) 銀行名 みずほ銀行東京中央支店
  - (2) 預金種別 普通預金
  - (3) 口座番号 2075605
  - (4) 口座名称 全国健康保険協会 情報公開手数料受取口(ゼンコクケンコウホケン キョウカイ ジョウホウコウカイテスウリョウウケトリグチ)
- 3 開示請求者等は、規程第9条第1項の規定による請求又は規程第16条若しくは第17条の規定による申出を行う際に、前項の規定により手数料を振り込んだことを証明する 書類を提出するものとする。

(開示請求手数料)

- 第3条 開示請求手数料は、開示請求に係る法人文書1件につき300円とする。
- 2 開示請求をした者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする。
  - (1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。以下同じ。)にまとめられた複数の法人文書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(開示実施手数料)

第4条 開示実施手数料は、開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この条において「基本額」という。)とする。ただし、基本額(規程第17条の規定に

- より更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同条の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 前項ただし書の控除措置については、一開示請求につき 300 円を限度になされるものであり、相互に密接な関連を有する複数の法人文書を一の開示請求書によって行った場合、開示を受ける法人文書が複数であれば、初回の複数の法人文書に係る開示の実施及び更なる開示の実施を含めて、1 件の法人文書とみなしてそれぞれの基本額の合計額について 300 円の控除措置を行うものとする。

(手数料の振込手続に係る費用)

第5条 前2条に定める手数料の振込手続に係る費用については、開示請求者等の負担と する。

(手数料が不足している場合)

第6条 規程第9条第1項の規定による請求又は規程第16条若しくは第17条の規定による申出に併せて提出された手数料の振込を証明する書類により確認できる手数料額が不足している場合又は手数料の振込を証明する書類が提出されなかった場合には、開示請求者等に連絡し、不足額を納付するよう求めるものとする。

(手数料が過誤納である場合)

**第7条** 手数料に過誤納があった場合は、開示請求者等に連絡し、過誤納額について還付請求をするよう求めるものとする。

(既納手数料の取扱い)

- **第8条** 正当な手続きにより納付された手数料については、前条の過誤納の場合を除き、 返還しないものとする。
- 2 開示請求を受け付けた後に請求の取り下げがあった場合、開示の実施の申出を受け付けた後に取り下げがあった場合又は開示の実施を受けない場合の既納の手数料は返還しないものとする。

(写しの送付の求め)

**第9条** 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を負担して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

(送付に要する費用の納付方法)

- **第 10 条** 前条に定める法人文書の写しの送付に要する費用の納付方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。
  - (1) 郵便切手による納付
  - (2) 料金受取人払いの郵便又は宅配便

- 2 前項第1号の額が必要額よりも少なかった場合は、法人文書の開示を受ける者に連絡し、不足分を納付するよう求めるものとする。
- 3 必要額よりも多い額の郵便切手が送られてきた場合は、送付されてきた切手が複数枚で、かつ、当該写しを送付するために必要となる郵送料と同額に分離できる場合は分離して、余分は法人文書の写しを送付する際に返却することとし、分離が不可能である場合はそのまま使用するものとする。

## 附則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

## 別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	ロ 複写機によりA3判以下の大き さの用紙に複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円
	ハ スキャナにより読み取ってでき た電磁的記録をフレキシブルディ スクカートリッジ(以下「FD」と いう。)に複写したものの交付	1 枚につき 50 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下「CD-R」という。) に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
2 録音テープ又は録 音ディスク	イ 専用機器により再生したものの 聴取	1巻につき 290円
	ロ 録音カセットテープに複写した ものの交付	1巻につき 430円
3 電磁的記録 (2に 該当するものを除	イ A3判以下の大きさの用紙に出 力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
⟨。)	ロ A3判以下の大きさの用紙に出 力したものの交付(ハに掲げる方法 に該当するものを除く。)	用紙 1 枚につき 10 円
	ハ FDに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210 円を加えた額
	ニ CD-Rに複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

## 備考

- 1. 1の項ロ、3の項ロの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。
- 2. 表中にない種別について又は方法により開示を実施する場合は、開示実施手数料の額は行政機関の 保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)別表第1に定める額による。